

#### JR西宮駅南西地区

# 再開発ニュース

発行: JR 西宮駅南西地区市街地再開発準備組合事務局



## 個別面談のご案内

再開発ニュース第6号でお伝えしたとおり、今年度から来年度にかけて、**建物現況調査と土地評価**を進めたいと考えております。つきましては、調査内容のご説明や、今後の事業スケジュール等のご案内のため、**事** 

務局(事業協力者)より、皆様方へのご挨拶を兼ねまして、 地権者の方を対象に個別面談の機会を設けたいと考えて おります。 詳細につきましては、別途ご案内いたします。 個別面談の流れ

事務局より「個別面談のご案内」を郵送にて通知します。 (※既に地権者の皆様に発送いたしました。)

調査票に面談希望日時・場所・連絡先等をご記入のうえ 同封の返信用封筒にて事務局までご返信ください。

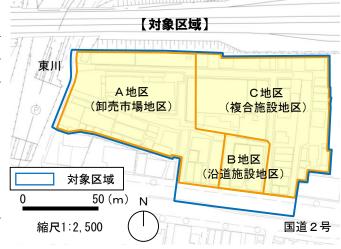
> 事務局より、お電話またはメールにて、 日程調整のご連絡をいたします。

> > 個別面談を実施

#### 都市計画法第53条の許可申請及び都市計画法第58条の2の届出について

再開発ニュース第6号でお伝えしたとおり、10月10日に「JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定が告示され、9月25日に「JR西宮駅南西地区地区計画」の制限を含む「西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例(以下「地区計画条例」と言う。)」が公布・施行されました。

今後、右図の対象区域内で建築物の建築をしようとする場合は、都市計画法第53条に基づく「許可申請」及び都市計画法第58条の2に基づく「地区計画の区域内における行為の届出(以下「地区計画の届出」と言う。)」が必要となります。「許可申請」では「階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと」、「主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること」等の基準を満たす必要があり、「地区計画の届出」をし、「地区計画条例」の規定に適合する必要があります。詳しくは、JR西宮駅南西地区まちづくり担当課(0798-35-3612)までお問合せ願います。



## 事業リーフレットを作成しました

このたび当準備組合では、当地区周辺の関係者の方々や市民の皆様に 当事業の目的や事業概要についてご紹介するため、事業リーフレットを 作成しました。事業リーフレットは、<u>JR西宮駅南西地区市街地再開発</u> 準備組合事務局事務所または<u>JR西宮駅南西地区まちづくり担当課</u> (0798-35-3612)で配布しております。



#### ◆お問い合わせ先

JR西宮駅南西地区市街地再開発準備組合事務局 〒662-0911 兵庫県西宮市池田町5番25号 75 0798-31-1290 FAX 0798-31-1291

mail n-saikaihatsu@outlook.jp